

米軍人息子による投石器物損壊事件に対する意見書

去る2月5日午後4時45分ごろ、米海兵隊所属の軍人の息子3人が、キャンプ・フォスター内から隣接する民家に直径5cmから10cmの石を投げ民家のガラス2枚を割る器物損壊の事件が発生した。

被害者の話によると、投石被害は約10年前から始まり、昨年12月には、庭の手入れ中に被害者のすぐ近くに投石があり、一歩間違えば人身への被害が出ていたところである。

危険を感じた被害者は、隣接する米軍人関係者に再発防止の相談を行っており、また、危険防止のため植栽やトタンのひさし設置も行っている。

米軍人息子による投石被害により、約10年間にわたり恐怖心と不安に陥れられた生活を余儀なくされてきた被害者の心境を察するとき、今回の投石器物損壊は、あまりにも傍若無人な行動であり、到底許されるものではない。

よって、北谷町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1 米軍人・軍属の家族の綱紀粛正と再発防止策を速やかに作成し公表すること。
- 2 被害者への補償を速やかに行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年2月16日
沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長